

高砂市民ギャラリー運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高砂市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の適正な運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ギャラリーは、市民の芸術及び文化活動を奨励し、その普及及び振興を図ること並びに市の行政情報を発信することを目的とする。

(ギャラリーの愛称)

第3条 ギャラリーの愛称は、「あいぼっと」とする。

(ギャラリーの場所及び範囲)

第4条 ギャラリーの場所は市役所分庁舎1階多目的スペースの一部とし、ギャラリーの範囲は別紙のとおりとする。

(ギャラリー運営責任者の設置等)

第5条 ギャラリーにギャラリー運営責任者（以下「運営責任者」という。）を置く。

2 運営責任者は、市民部長をもって充てる。

3 運営責任者に事故あるときは、地域振興課長がその職務を代理する。

(運営責任者の職務)

第6条 運営責任者は、次に掲げる職務を行う。

(1) ギャラリーの運営及び秩序維持に関すること。

(2) ギャラリーの清掃、衛生、消防及び防犯等についての庁舎管理者との調整に関すること。

(3) その他ギャラリーの運営上必要な事項に関すること。

(展示物)

第7条 ギャラリーに展示できるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 芸術、芸能、生活文化、文化財に関するもの

(2) 市の実施する事業に関するもの

(3) その他市長が適当と認めるもの

(使用の資格)

第8条 ギャラリーを使用することができる者は、市内に住所若しくは勤務場所を有する者又は市内に事務所、事業所等を有する法人その他の団体とする。

(使用の申込み及び承認)

第9条 ギャラリーを使用しようとする者は、使用開始日の3か月前の初日から1週間前までに、高砂市民ギャラリー「あいぼっと」使用申込書兼使用承認書（別記様式）を運営責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 運営責任者は、ギャラリーの使用を承認したときは、当該使用の申込みをした者に高

砂市民ギャラリー「あいぽっと」使用申込書兼使用承認書を交付するものとする。

(使用の制限)

第10条 運営責任者は、前条第2項の規定により承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) ギャラリーの設置趣旨に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 庁舎の形態を変化させる工作を施し、又は庁舎、設備、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 市の業務の執行に支障があるとき。
- (6) その他ギャラリーの運営上支障があると認められるとき。

(使用期間等)

第11条 ギャラリーの使用期間は、原則として1回につき1週間以内、1年につき60日以内とする。

2 前項に規定する使用期間は、ギャラリーの空き状況に応じて、1回につき2週間まで延長することができる。この場合において、延長を希望する者は、延長を開始する2か月前の初日から当日までに運営責任者に申し出なければならない。

3 前2項の使用期間には、展示物の搬入及び搬出に要する時間を含むものとする。

4 展示物の展示時間は、庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(展示物の管理)

第12条 使用期間中の展示物の管理は、申込者の責任において行うものとする。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、その使用期間が満了したとき又は第10条の規定により使用の承認を取り消されたときは、展示物を搬出し、ギャラリーを速やかに原状に回復しなければならない。

(使用料)

第14条 ギャラリーの使用料は、無料とする。

(免責事項)

第15条 市は、展示物の破損、盗難その他いかなる事故が生じてもその責めを負わないものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年１０月２３日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

１ この規程は、令和７年１月１日から施行する。

２ この規程による改正後の高砂市民ギャラリー運営に関する規程第１１条の規定は、この規程の施行の日以後に行われた使用の申請について適用し、同日前に行われた使用の申請については、なお従前の例による。

